



vol.3

目黒区青少年委員会会長  
つるた  
**鶴田さつき** さん

みなさんの  
つながりをつくる  
手伝いがしたい

**プロフィール**

目黒区出身で、菅刈小学校、第一中学校の卒業生。PTA活動をきっかけに青少年委員になり、青少年の健全育成のための活動に尽力。友好都市の宮城県角田市や気仙沼市との交流事業にも数多く携わり、支えている。青少年委員は9年目、2年度からは会長を務める。

**イベントなどを通じて、地域の子どもの成長を喜んでいます**

学校・PTA・行政などと協力して、青少年の健全育成を支援する青少年委員として、地域でバスハイクや盆踊り、雪まつりなどのイベントや、成人の日のつどいなどに携わっています。

委員を長くやっていると、小学生の頃にイベントに参加した子どもが、成人の日のつどいで声を掛けてくれることもあります。大人になって、しかもお化粧をしている女の子だったりすると、最初は誰だか分からないこともありますが、こんなにうれしいことはないですね。



**災害を乗り越えつなげた角田市とのきずな**

めぐろ区報10月1日号で特集された、友好都市の宮城県角田市での農村体験も青少年委員会として関わっています。実は角田市とのつながりはこの農村体験だけでなく、月光原・緑が丘・下目黒小学校も独自に角田市の小学校などと交流をしています。春には田植えを、秋には稲刈りを体験しに行っています。

これまで東日本大震災や令和元年東日本台風の際にも、つながりを途絶えさせることなく交流を続けてきました。コロナ禍で例年の小学校の田植え指導に、角田市のJA(農業協同組合)のかたにお越しいただくことはできませんでしたが、角田市産の稲を送っていただき、田植え体験をすることができました。災害に負けずに交流は続いています。

私は自分の子どもが小学校同士の農業体験に参加させていただいたことから、角田市との交流が始まりました。その後PTAのOGや青少年委員として角田市を何度も訪れ、また角田市の子どもの宿泊体験を受け入れるなど、交流を深めてきました。これは私にとっても、大きな財産です。

**つながりをつくるお手伝い**

子どもたちが楽しめる活動を企画・運営していると、その中でなかなか子どもの輪に入れない子がいます。そんな子にも、必ず好きなことや得意なことがあって、それを見つけて輪の中に入れるお手伝いをするのが好きなんです。これは子どもだけでなく、大人でも同じで、孤立してしまっている人がいたら、一緒に活動したいなと思います。地域にはいろんな人がいて、いろんな活動があります。そういった人や活動をつなげるお手伝いができればいいな。いい意味で、うるさいおばちゃんでありたいなと思うんです。

**子 4年度 学童保育クラブ利用児童を募集します**



☎子育て支援課児童館係 (☎5722-9861、FAX5722-9328)

**保育開始日** 4年4/1(金)

**時** 下校時~18:15、土曜日8:30~18:00、学校休業日は8:15~18:15

※延長保育は、下校時~19:00、土曜日・学校休業日は8:00~19:00

**対** 保護者等が就労などのため、放課後家庭で保育ができない、区内在住・在学の小学生

**¥** 月額8,000円(延長保育を利用する場合は月額9,000円)

※負担軽減措置や減免制度あり

**申** 必要書類を、11/8~12/10(消印有効)に、新規利用申請は子育て支援課児童館係へ、利用中の申請者は在籍する学童保育クラブへ郵送または持参。なお、期限後も申請できますが、利用決定は12/10までの申請分の決定後になります  
※申請状況により希望施設に入所できない場合あり

学童保育クラブの所在地や必要書類など詳細は、利用申請のご案内(11/1から、総合庁舎本館2階子育て支援課、児童館、学童保育クラブで配布)または区☎(右コード)をご覧ください。



見学は、希望の学童保育クラブへ事前にご相談ください。

**学童保育クラブを新設します(予定)**

4年4月に開設予定です。詳細はお問い合わせください。

名称(仮称)	所在地
上目黒小学校内学童保育クラブ	五本木1-12-13
鷹番小学校内学童保育クラブ	中央町1-20-26

**子 ひとり親家庭等医療費助成制度**

ひとり親家庭などのかたが、病気やけがをした際に、医療費(保険診療)の自己負担分の一部または全部を、区が助成します。申請方法など、詳細はお問い合わせください。

**対** 区内在住で、健康保険に加入している、次の①~⑤のいずれかの子ども(18歳の3/31まで。中度以上の障害がある場合は19歳まで)と養育しているかた

- ① 父母が離婚
- ② 父または母が死亡・生死不明・未婚
- ③ 父または母に1年以上遺棄されている
- ④ 父または母が裁判所からDV(配偶者などからの暴力)保護命令を受けている
- ⑤ 父または母が法令により1年以上拘禁されている
- ⑥ 父または母に重度の障害がある

※父または母が事実上の婚姻関係にある場合を除く  
※前々年(元年)の所得が制限額(右上表)を超えているかたは受給不可  
※生活保護受給者や児童福祉施設などの入所者は受給できない場合あり

☎子育て支援課手当・医療係  
(☎5722-9645、FAX5722-9328)

所得制限額

扶養人数	請求者本人	孤児などの養育者、配偶者・扶養義務者
0人	192万円	236万円
1人	230万円	274万円
2人	268万円	312万円

\*以下、扶養人数が1人増すごとに38万円を加算

**現況届を提出してください**



ひとり親家庭等医療証は、毎年1/1に更新します。現在、ひとり親家庭等医療証をお持ちのかたへ、10月下旬に現況届の書類を郵送します。11/30(必着)までに、総合庁舎本館2階子育て支援課(〒153-8573目黒区役所〈住所不要〉)へ、郵送または持参してください。提出がない場合は、来年以降の交付ができません。